

## 平成26年度

### 社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会事業計画

#### 【基本方針】

近年、各地で地震、大雨、大雪などによる自然災害が多く発生しています。こうした災害時を中心に地域住民同士の絆の大切さが見直され、日ごろからお互いに支えあいのできる地域コミュニティをどのようにして構築していくかが課題となっています。また、少子高齢化や核家族化による社会構造の変化と長期にわたる経済の低迷などにより、従来の制度だけでは支えられない深刻な福祉課題、生活課題が増加しています。社会福祉協議会は、こうした課題に正面から向き合い、解決に向けて取り組むことが必要です。

平成27年度からは新たに生活困窮者に対する支援制度がスタートします。これは単に経済的に困窮している世帯を支援するだけでなく、今日的な福祉課題・生活課題を解決するための取り組みであり、茅野市社会福祉協議会ではこれまでの実践を踏まえ、行政と共にこの制度をより実効性のあるものにするための準備を進めます。また、茅野市社協発展強化計画に基づき、新たな社協経営体制の構築、適正な事務事業評価の実施、社会福祉法人としての会計処理の独立に向けた準備など社協組織の基盤強化に取り組めます。

また、茅野市総合福祉センターが建て替えられ、平成28年度には、本会が事業受託する予定の（仮称）市民活動センターを含めた複合施設のオープンが見込まれるため、これに向けた準備も進めていきます。

#### 重点事業方針

##### 1 組織経営基盤の確立

- ・社協経営の新体制を構築し、組織強化を図る。
- ・適正な事務事業評価を行い、各事業の充実を図る。
- ・社協経営マネジメントのためのP D C Aを実践する。

##### 2 あらゆる生活課題の早期発見とそれを解決につなげる仕組みの確立

- ・組織内で情報の共有化を図り、個別支援に組織的に取り組む体制を構築する。
- ・生活困窮者自立支援制度に関連する既存事業の連携強化を図り、生活全体を支援する体制づくりを進める。

## 【各係の業務分担と主な取り組み】

### I 総務・企画係

地域に開かれた組織として責任を果たすために、理事会、評議員会、経営委員会の新体制の構築を図り、社協発展強化計画のP D C Aに基づき社協の運営の透明性と中立性、公平性の確保が図れるよう努めます。

職員としての意識及び資質の向上に努めるために、事務分掌の明確化など社協体制の充実、職員研修計画の企画立案や、情報の共有ができる仕組みづくりの研究、必要に応じた職員プロジェクトチーム編成など総合的な支援ができる体制づくりに努めます。

社協発展強化計画に基づき、事務事業評価を継続的に実施するとともに事務事業の見直し、運営の透明性と効率的な社協運営が図れるよう努めます。

今年度は、以下の5項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 理事会、評議員会の新体制の構築及び役員研修会を開催します。
- (2) 経営委員会の役割と新体制の構築を図ります。
- (3) 職員の意識及び資質の向上のため職員研修を実施します。
- (4) 平成27年度からの会計業務に関し、会計基準の見直し及び市会計業務からの独立のための準備を行います。
- (5) 災害等に備え、社協の役割の確認及び職員の行動マニュアルの整備など災害時対応マニュアル等策定に取り組みます。

### II 地域生活支援係

生活課題の早期発見や潜在的なニーズの把握を積極的に行い、生活のしづらさを抱えた個人やその家族に寄り添い、共に課題解決ができるよう総合的な支援に努めます。

さらに、平成27年度には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金等の支援策が予定されており、社会福祉協議会の担う役割も大きいと考えられます。こうした背景から、本事業の実施に向けて行政と協議する中で、具体的な取り組みの準備、研究を進めます。

また、地域住民がお互い様の心で支えあうことができるよう、福祉意識の醸成と住民が地域活動に気軽に参加できる仕組みづくりを進めます。

今年度は、以下の4項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) 個別訪問活動を積極的に行い、潜在的な生活課題・福祉課題の把握に努めます。
- (2) 個別の相談・支援にかかわる社協事業との連携を図り、外部の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人の課題が早期に解決できるよう努めます。
- (3) 地域住民、地区ボランティアなどによる支えあい活動を実践するためのネットワークづくりを進めます。そのため地区コミュニティセンターと連携し、福祉推進委員の活動や地区社協活動を各地区・行政区・自治会の実情に沿いながら積極的に支援します。

- (4) 貸付事業（生活福祉資金貸付事業、暮らしのつなぎ資金貸付事業）においては、利用者の貸付審査や償還指導だけでなく、家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導等、生活の困窮状態から早期に脱却できるよう支援に努めます。

### Ⅲ 在宅福祉係

介護保険法や障害者総合支援法等の各種制度に的確に対応し、高齢者や障害者等が安心して地域での生活が続けられるよう、高品質できめ細やかなサービスの提供に努めます。また、各種法令を遵守し、利用者やその家族、地域住民との信頼関係の構築を図り、情勢変化を的確に把握しつつ経営分析を行い、安定的な事業の経営に努めます。

今年度は、以下の5項目を重点にして各事業に取り組みます。

- (1) サービスの向上を図るため、内部研修や外部研修を通して、関連する諸制度の理解、介護技術や認知症等に関する専門的知識の習得に努め、職員の資質向上を図るとともに、尊厳ある接遇を徹底し、利用者の立場にたった福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 介護保険法、障害者総合支援法等の法令遵守に努めます。
- (3) 社会福祉協議会の使命を意識し、職員一人ひとりが本会の一員としての自覚を持ち、係を越えての情報共有や連携強化に努め、専門的知識や技術を活かした質の高いサービスを提供するとともに各保健福祉サービスセンター等との連携も密にして、地域福祉向上に貢献していきます。
- (4) 介護人材の定着及び働きやすい職場づくりを進めるために、業務改善に取り組み、職場環境の改善を図ります。
- (5) 社会福祉士・介護福祉士等の現場実習生の受け入れを行い、福祉人材育成のために協力していきます。

### Ⅳ ボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動センターでは、市民の誰もが主体的にまちづくりに参画できる環境づくりや意識づくりに取り組みます。

また、来るべき未来を見据えつつボランティア・市民活動を推進・支援します。

今年度は、以下の5項目を重点にして、各事業に取り組みます。

- (1) ボランティアの輪を広げる企画及び機会を創設します。
- (2) ボランティアグループの活動が活性化するよう支援します。
- (3) 地区ボランティア活動に対する支援の充実を図ります。
- (4) 福祉の心を育む福祉教育・学習を推進します。
- (5) 災害ボランティアセンター体制整備及び広報の充実を図ります。

## 【事業の概要】

### 1 法人運営事業 <自主事業>

- (1) 協議会事業 287千円 (296千円)
- ① 理事会・評議員会・経営委員会の運営事業
- ・新体制整備により、それぞれの具体的な役割を明確化するとともに、「社協の置かれている立場や果たすべき役割」を理解していただくための役員研修会を開催します。
- (2) 事務局事業 85,637千円 (85,592千円)
- ① 社協発展強化計画推進事業
- ・社協発展強化計画の課題事項について検討を進め、発展強化計画を推進します。
- ② 諸規定の整備
- ・就業規則等の届出様式の見直し及び整備を行い、職員への周知徹底に努めます。
- ③ 新会計基準移行
- ・平成27年度から新会計基準に移行することに伴ない、他市町村の状況調査等情報収集及び、移行スケジュールを作成しスムーズに移行できるように努めます。
  - ・新会計基準経理規程の作成整備を行います。
- ④ 会計業務独立準備
- ・平成27年度の会計の独立にむけて、会計業務の課題、改善事項等の調査研究を行い、スムーズに移行できるように進めます。
  - ・会計事務処理の留意事項の作成準備を行います。
- ⑤ 職員研修事業
- ・新規採用職員研修計画を整備し、新任職員研修を実施します。
  - ・接遇研修及び苦情対応研修等の全体研修、職層及び職種ごとの研修計画を立案し、職員の資質向上に努めます。
- ⑥ 災害時対応マニュアル等策定整備事業
- ・災害等に備え、社協の役割や職員の初動が迅速に行えるように、所属ごとのマニュアルの整備を進めます。
- ⑦ 権利擁護研究推進事業
- ・権利擁護に関する調査・研究を行い、法人後見の受任について検討します。
- ⑧ 広報啓発活動
- ・誰もが見やすく、タイムリーな情報提供を行うため、ホームページを刷新します。

### 2 社会福祉事業 <自主事業>

6,029千円 (4,951千円)

- ① 社会福祉団体助成金交付業務 <一部 市補助事業>
- ・地域活動を支援するために、社協会費還元金の交付を行います。
  - ・地域とのつながりを持ち、活発な活動ができるよう地区社協をとおり、社会福祉団体へ助成金の交付を行います。

② 社会福祉大会の実施

- ・誰もが安心して地域で暮らせる地域づくりを目指し、地域の絆の大切さなどの福祉意識の関心が高められ、地域の支え合い等について考えられる機会として開催します。

③ 広報啓発事業

- ・やらぎあんの発行を通じて、社協の取り組みや地域の取り組みを紹介することによって、小地域活動のきっかけづくりや福祉意識の啓発が図れるように努めます。

④ 第63回長野県社会福祉大会共催事業

- ・茅野市で開催されるため、共催事業として協力します。

\*戦没者等合同追悼式開催事業は平成26年度から茅野市で実施します。

**3 生活福祉資金貸付事業** <県社協委託事業> 2,890千円 (2,890千円)

低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るための貸付事業を実施します。

**4 配分金事業** <自主事業> 5,897千円 (6,357千円)

茅野市共同募金委員会が新たにスタートすることに伴い、共同募金（赤い羽根・歳末助け合い募金）に対する住民の理解を一層深めながら、募金活動を進めます。また、より市民に開かれた共同募金とするために運営委員会を開催します。さらには、集められた共同募金が、広く透明性のある適正な配分とするために、審査委員会を開催します。

**5 希望の旅事業** <市補助事業> 321千円 (323千円)

日ごろ、遠方に出かける機会の少ない障害のある方々を対象に、ゆっくりと楽しいひと時を過ごし、参加者同士の交流を深めていただくことを目的として実施します。

**6 ふれあい保健福祉事業** 35,325千円 (31,663千円)

(1) 独り暮らし安心コール事業 <市補助事業> 310千円 (351千円)

- ・独居高齢者で定期的に電話での安否確認やおしゃべりを希望される方に、協力員から電話をお掛けします。

(2) 介護予防通所事業（塩つぼの湯デイサービス） <市委託事業>

21,001千円 (18,382千円)

- ・新高齢者福祉センター（ゆうゆう館）において、基本チェックリストで“将来、要介護状態になることを予防する必要がある”とされた「二次予防事業対象者」を中心に、運動・意欲向上を図る介護予防を行い心身機能の維持・向上とともに、元気

高齢者として活動できるよう支援を行います。

また、新しい運営体制を構築し、効果的な新しい介護予防メニューを取りいれます。

- (3) 外出支援事業 〈市委託事業〉 7,288千円 (7,952千円)  
・心身が不自由なため、公共交通機関を一人では利用できない方を対象に送迎サービスを実施します。
- (4) 配食サービス事業 (おたっしや弁当) 〈市委託事業〉 6,186千円 (4,438千円)  
・独居高齢者などで食事作りが困難な方を対象に、昼食を毎日お届けします。
- (5) 家庭介護者交流事業 (介護者リフレッシュ事業) 〈市委託事業〉  
540千円 (540千円)  
・家庭で介護をされている方々を対象に、食事や温泉入浴、レクリエーションなどを通じて相互の情報交換や仲間作りの場を企画します。

## 7 総合相談事業 〈市補助事業〉 408千円 (715千円)

総合相談窓口として、心配ごと相談、結婚相談、司法書士の法律相談、あなたと家族の悩み相談を実施します。寄せられた相談に対しては、課題の早期発見・早期対応のための「総合相談体制」を構築し、必要に応じて関係機関と協働して問題解決にあたります。

## 8 小地域福祉活動推進事業 〈市補助事業〉 3,302千円 (3,323千円)

公的サービスや社協のサービスを活用するとともに、近隣住民、ボランティアなどの参画を働きかけ、一人ひとりの生活課題が解決できるよう支援します。また、住民同士が互いに支えあえる地域づくりをすすめるため地区コミュニティセンターや保健福祉サービスセンターと協働して地区社協、各区・自治会の福祉推進委員の活動を積極的に支援します。

## 9 シャララ・ほっとサービス事業 〈市補助事業〉 1,115千円 (1,114千円)

安心して暮らせるために、ボランティア活動と公的なサービスの中間的位置付けとして、茅野市社協独自で創設し、実施している福祉サービスです。

## 10 ボランティア・市民活動センター振興事業 〈市補助事業〉

14,036千円（17,025千円）

### (1) ボランティア・市民活動センター事業

#### ① ボランティア活動相談・コーディネート事業

- ・ボランティア活動及び市民活動の推進・支援・連絡調整を図るとともに、活動充実のための環境整備に努めます。
- ・ボランティアグループのセンター登録の意義の確認・検討をします。
- ・個人ボランティアの登録制度について検討をします。

#### ② ボランティア広報啓発事業

- ・ボランティア活動やボランティアグループ活動に役立つ情報発信を行います。
- ・ボランティア・市民活動センター情報紙「たまご」を発行し、情報紙のあり方・発行方法等の検討をします。
- ・ボランティア・市民活動に関する情報やボランティアグループの活動の情報が発信できるよう、ホームページの内容を更新します。
- ・ボランティア・市民活動センターがボランティアに関する相談機関であることの広報を充実します。

#### ③ ボランティア・市民活動センター運営委員会

- ・センター事業に関する意見・提言をし、行動するボランティア・市民活動センター運営委員会を開催します。

#### ④ シャララカレッジ開催事業

- ・ボランティア活動の活性化や、新たな活動者を広げることを目的とした講座等を実施します。

#### ⑤ 市民活動団体協働事業

- ・市民団体やNPO法人等、諸団体との関わりを積極的に持ち、協働で講座等を実施します。

#### ⑥ 福祉教育実施事業

- ・学校・地域との協働により「共に生きる」という視点を大切にしながら、子どもから大人までを対象とした福祉教室や講座の開催等による福祉意識の醸成に取り組みます。

#### ⑦ 福祉教育・ボランティア学習推進事業

- ・福祉教育・ボランティア学習を展開する学校教員や地域住民の方々と、福祉の心を育むことの意義を共有すると共に、今後のよりよい実践に繋げていくための取り組みの機会をつくります。

#### ⑧ 社会福祉普及校指定事業 〈共同募金配分金事業〉

- ・市内の小・中・高等学校を社会福祉普及校として指定し、児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、周囲に対する思いやりの心や主体性を育てる取り組みに資金支援をします。

#### ⑨ サマーチャレンジ開催事業

- ・ボランティア活動への正しい理解と関心を深め、今後の活動取組みへのきっかけと

なるよう、社会福祉施設等と協働でボランティア体験プログラムを実施します。

## (2) ボランティア活動運営事業

### ① 障害者・高齢者等の社会参加促進事業

- ・どっこいしょ広場の利用や、茅野どんぼんにおける「ふれあい連」への参加を通じて、障害者・高齢者等の社会参加を促進します。

### ② 地区ボランティア活動推進支援事業

- ・地区ボランティア活動の充実・活性化を図るため、地区ごとの状況を把握し、その地域に合った支援内容を検討、実施します。
- ・地区ボランティアコーディネーターを委嘱する意義を再確認するとともに、地区ボランティアコーディネーター連絡会の開催等を通じ地区ボランティアコーディネーターの育成をします。

### ③ いきいきサロン活動支援事業

- ・「いきいきサロン」活動のさらなる推進を図るとともに、より充実させることを目指した研修を行います。

### ④ ボランティア・市民活動環境整備事業 〈共同募金配分金事業〉

- ・自主的で継続的なボランティア活動の育成・支援を目的に、グループ活動の事業費補助を行います。また、よりよい活用のために助成方法を見直します。
- ・長年活動されたグループのさらなる活動充実を願い、奨励賞を贈ります。

### ⑤ ふれ愛フェスティバル開催事業

- ・ボランティア活動者やボランティアグループ相互の情報交換・発表・交流・学び合いの機会とします。

### ⑥ ボランティア連絡協議会活動支援事業

- ・センターとの協働事業を実施する団体として支援・協働します。

### ⑦ 災害時に備えた体制整備と災害ボランティア活動推進事業

- ・行政等関係機関と連携を取りながら、災害時に備えた体制作りを検討します。
- ・災害ボランティアセンターのスムーズな立上げ、運営ができるよう訓練を実施します。また、災害ボランティアセンターがより有効に機能するために、災害ボランティアセンターに関する広報活動に取り組みます。
- ・東日本大震災被災地継続支援のため、災害ボランティア登録者で組織した「東北応援プロジェクト」の支援を行います。

## 11 日常生活自立支援事業 〈県社協委託事業〉

1,294千円 (1,300千円)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方に対して、住み慣れた地域の中で生活ができるように、福祉サービスを利用するときの手続きや利用料の支払いのお手伝い、または、日常生活に必要な預貯金の出し入れや書類等の預かりを支援するサービスです。

**12 暮らしのつなぎ資金貸付事業** 〈自主事業〉 1,380千円 (1,380千円)

低所得者、高齢者、身体障害者、失業者等の世帯で貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な援助指導を行い、経済的自立と社会参加の促進を図るため貸付事業を実施します。

**13 地域活動支援センター事業** 〈市補助事業〉 5,018千円 (7,378千円)

ピアあすなろにおいて、就労支援事業所に通えない障害者を対象に、交流の場及び作業を通じて機能訓練や社会参加の場を提供します。

**14 居宅介護等事業（介護保険・障害者総合支援法等）** 〈自主事業〉

(1) 居宅介護支援事業（予防） 15,010千円 (15,178千円)

- ・介護支援専門員が依頼を受け、適切な「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づいたサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整などを行い、入所を要する場合にあっては、老人施設等への紹介などの便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業（予防・障害者支援事業含む） 81,823千円 (81,120千円)

- ・東部・西部訪問介護事業所のホームヘルパーが、高齢者及び障害者宅での入浴、排泄、食事の介護、また日常の世話などのサービスを提供します。

(3) 通所介護事業（予防） 68,150千円 (60,020千円)

- ・西部デイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事時の介護、日常生活上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。

**15 就労継続支援B型事業（就労支援事業特別会計）** 〈自主事業〉

25,804千円 (23,328千円)

あすなろセンターにおいて、民間企業などに雇用されることが困難な障害者の方に就労の機会を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を提供します。

また、障害者相談支援事業が今年度中に開始できるよう準備を行います。